課税所得金額の計算について

課税所得金額とは所得金額より所得控除（雑損・医療費・社会保険料・生命保険料・扶養・基礎控除の六種類）を差し引いた金額で実際に課税の対象となるものです

① 雑損控除

震災・風水害・火災などの災害や、盗難によつて資産に損害を受けたときは、雑損控除を受けることができます。

雑損控除を受けることができる損害は、家屋、家財道具、事業用の機械器具、現金、販売以外の目的で飼育する牛や馬、果樹などの資産に受けた損害に限られ、被災た卸資産（所得の種類⑭参照）について受けた損害は、雑損控除の対象とはならないことになつています。

雑損の損害額の計算は、その資産の帳簿価額によつても、また、損害を受けた時のその資産の時価によつてもよいことになつていますが、火災保険金や損害賠償金などを受け取る場合には、その金額を差し引くことになつています。

雑損控除として所得から差し引いた残りの金額が三十六年中の各種の所得（利子所得は除かれます）の合計額の十%に当たる金額より多い場合のその多い部分の金額（これを雑損失といいます）です。

② 医療費控除

三十六年中にあなたや、あなたの扶養親族のために、次のような医療費をあなたが支払つたときは、その支払額から健康保険の給付金などで補てんされる金額を差し引いた残りの金額が三十六年中の各種の所得（利子所得は除かれます。）の合計額の五%に当たる金額より多い場合に限つて、その多い部分の金額を所得から差し引くことができます。この差し引く金額は最高十五万円に止めます。

(1) 医師又は歯科医師による診療又は治療を受けるために支出した費用
(2) 病院、診療所又は助産所へ入院又は入所のために支出した費用
(3) あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を受けるために支出した費用
(4) 看護婦による療養上の世話を受けるために支出した費用
(5) 助産婦による分べんの介助を受けるために支出した費用
(6) 治療又は療養のために必要な医薬品を購入するために支出した費用

③ 社会保険料控除

あなたやあなたの扶養親族が負担することになつている社会保険料を、三十六年中にあなたが支払つたり又は給与から差し引かれたときは、その金額を所得から差し引くことができます

社会保険料とは、次に掲げるようなものです。

(1) 健康保険の保険料
(2) 日雇労働者健康保険の保険料
(3) 厚生年金保険の保険料
(4) 失業保険の保険料
(5) 船員保険の保険料
(6) 国民健康保険税
(7) 国家公務員共済組合の掛金
(8) 市町村職員共済組合の掛金
(9) 私立学校教職員等共済組合の掛金
(10) 農村漁業団体職員共済組合の掛金
(11) 恩給法の規定による納金
(12) 国民年金の保険料

④ 生命保険料控除

三十六年中にあなたやあなたと同じ世帯の親族を受取人とする生命保険契約についてあなたが支払つた保険料があるときはその支払つた保険料の金額を所得から差し引くことができます

生命保険料控除として所得から差し引かれる金額は、三十六年中に支払つた保険料をもとにして計算した金額です。

(1) 生存保険（被保険者が、保険期間満了の日に生存している場合に限り保険金を支払う定めのあるものなど特定の場合に限り保険金を支払う定めのあるもので、通常「貯蓄保険」又は「生存保険」とよばれているものです。）のうち保険期間が五年未満のものの保険料は控除されません。
(2) 三十六年中に一契約について支払つた生命保険料の金額（契約者配当金の分配を受ける場合は、その配当を差し引いた金額）九千円以上の生命保険については、三十六年中に支払つた生命保険料の金額等を証する書類を提示してください。なお、この場合これらの証明書等を所得税の申告書又は給与所得についての年末調整の際にすでに提示済みの方は必要ありません。

控除額の算出方法

(1) 支払つた保険料の合計額が一万五千円までの方はその金額
(2) 支払つた保険料の合計額が一万五千円をこえ、三万円までの方はその金額の二分の一の金額に七千五百円を加えた金額
(3) 支払つた保険料の合計額が三万円をこえる方は二万二千五百円としてください。

⑤ 扶養控除

(1) 扶養控除ができる扶養親族とは、年令にかかわりなく三十六年十二月三十一日現在であなたと同じ世帯にいる親族（あなたが扶養していた親族のうちに三十六年中に死亡した人があるときは、その人も含みます。）のうち、三十六年中の各種の所得（利子所得は除かれます。）の合計額が五万円以下である人をいいます。なお、親族というのは、配偶者、六親等内の血族及び三親等内の姻族のことです。
(3) 扶養親族について同じ世帯に二人以上の納税者にわけて控除を受けようとするときは、扶養親族全部について順位を付けます。だれにどの順位をつけるか、また、どの人をだれの扶養親族として控除をするかは任意です。

たとえば、第一順位の人をあなたの扶養親族とした場合には、その人について七万円（配偶者の所得金額が五万円をこえる場合は五万円）、第二順位や第三順位より後の順位の人をあなたの扶養親族とした場合には、その一人について三万円ずつの控除が、それぞれ受けられます。

⑥ 基礎控除

所得者全員に一律に九万円の控除が受けられます。

以上①から⑤までの順序により所得の控除をおこない残つた所得額を課税所得金額として市民税所得割の課税標準といたします。

なお、所得税の確定申告書を提出なさる方は、その記載事項については、所得の種類、社会保険料生命保険料等は大体同じであり、その他の所得控除等についても計算方法が非常に似ておりますから確定申告書を参考にしてお書きになるとよろしいと思います。

申告書の提出のない場合は、基礎控除以外の諸控除は認められなくなり、納めなくてもよい税金まで納めなければならぬようなこともありますから充分御注意ください。

なお、所得税について、修正申告書または修正損失申告書を提出した場合及び更正（決定）の通知をうけた場合においてその所得金額が変更になつたときは十日以内にその旨を市長に申告しなければならない規定になつております。

市民税の算出税額

前記の課税所得金額に対して上記「市民税税率及び速算表」において示してある税率を乗じて求めた税額を算出税額といいます。

市民税税率及び速算表 (A×B)−(C)＝市民税所得割額

課税所得金額（A）	税率（B）	控除額（C）
10万円以下のとき	0.02	一円
10万円〜20万円	0.03	1,000円
20万円〜50万円	0.04	3,000円
50万円〜100万円	0.05	8,000円
100万円〜150万円	0.06	18,000円
150万円〜250万円	0.07	33,000円
250万円〜400万円	0.08	58,000円
400万円〜600万円	0.09	98,000円
600万円〜1000万円	0.10	158,000円

市民税の所得割額

前記の算出税額より税額控除（障害者・老年者・寡婦・勤労学生・配当控除の五種類）をおこない算出した税額を「市民税所得割額」といいます。

① 障害者控除

あなたやあなたの扶養親族のうちに、障害者があるときは障害者一人について、千円を税金から差し引くことができます。

② 老年者控除

老年者とは、明治二十九年十二月三十一日以前に生れた人のことです。あなたが老年者である時は、千円を税金から差し引くことができます。

③ 寡婦控除

寡婦とは、②に述べた老年者でない人のうち、夫と死別し又は離婚した後婚姻していない婦人や、夫の生死の明らかでない婦人で、扶養親族のある人のことです。あなたが寡婦であるときは、千円を税金から差し引くことができます。

④ 勤労学生控除

勤労学生とは、学校教育法第一条又は第九十八条に規定する学校の学生、生徒又は児童で、各種の所得（利子所得は除かれます。）の合計額が二十万円以下であつて、自分の勤労による事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得があり、しかも自分の勤労によらない所得が九万円以下である人のことです。

あなたが勤労学生である時は千円を税金から差し引くことができます。

なお、寡婦控除と老年者控除をあわせて受けることはできません。

⑤ 配当控除

三十六年分の所得金額のうちに配当所得の金額のある時は、原則として配当所得の四%に当る金額が控除されます。しかしこれについてはその他非常に複雑な計算規定がもうけられているので市民税の申告書には記載する必要はございません。市において確定申告書等により直接調査決定を致します。

「市民税」は、前述の市民税所得割額に均等割額（一律・二百円）を加算して求められたもので、これを図によつて示したものが別記の「市民税の計算のしかた」です

なお、県民税所得割額及び、均等割額（一律百円）については従来通り市民税と合算して賦課徴収することになつております。

3月20日までに申告を

申告がなければ控除は受けられません

市で課税所得金額を算定し、税額を算出するのですから、それに必要なデーターを集めなければなりません。そのために申告制度がとられるわけで、自分のことを一番よく知つている本人から所得や扶養親族、保険料など必要なデーターを知らせてもらう。つまり、申告してもらうのが民主的な納税制度であるといえます。

本年度からは、所定の申告書に前年の所得、基礎控除以外のいろいろな所控得除についての事項、たとえば、扶養親族と生計を一にしている市民税所得割の納税義務者が二人以上あるときは、だれの扶養親族とするかによつて控除額が違うことがあるので、その区分を申告書に記載すること。また、障害者等の税額控除の事項などいろいろと記載していただかなければなりません。

新作小噺「視角の相違」

ママ「所得申告よ、ペチャ子お使に行きましよ」
ペチャ子「ここに、何が書いてあるの」
「扶養家族よ」
「扶養家族つて何のこと」
「養なつて食べさせてもらう人のこと」
「ではパパは扶養家族ね」
「どうして？」
「ママに食べさせてもらつたでしよ、お箸でつまんでさ（アーンとお口開けて……）つて、あーらおかしい」
「まあ、この子ませてるわ。そんなとこ見るもんではありません」
「目をつむつていればいいの？」
「もうけつこう、扶養家族はね、ママやペチャ子の様に働けない人なの、始から申告しておくと、税金が割引になるのよ」
「アラ、じや税金が安くなつて、パパがとくするのね」
「まーね」
「すごい、じやペチャ子がパパを儲けさせてるんだわ——しめた、半分貰おうかしら」
「何言つてるのよ、その届書を二つ持つて来て頂戴」
「どこへ出すの」
「税務署と市役所へ一緒に出すのよ」
「どつちも儲かるの」
「そうでしようね」
「ママ、すごい、偉いママだわ、帰りにお菓子買つてよ」（完）

1月31日は……市民税・県民税第4期の納期限です

固定資産税4期及び国民健康保険税6期の納期限は2月28日です

……帳簿で申告・貯蓄で納税……

市税についてのお知らせ

★市税は必ず納期内に納めましよう
★市税についてのご相談は……市役所、税務課又は保険課へ

4月	5月	6月	7月	8月	9月
固定資産税 1期（末日限） 軽自動車税 全期（末日限）		市県民税 1期（末日限）	国民健康保険税 1期 固定資産税 2期（末日限）	市県民税 2期（末日限）	国民健康保険税 2期（末日限）
10月	**11月**	**12月**	**1月**	**2月**	**3月**
市県民税 3期（末日限）	国民健康保険税 3期（末日限）	固定資産税 3期（25日限）	償却資産申告書（末日限） 市県民税 4期（末日限）	給与支払報告書（末日限） 固定資産税 4期（末日限） 国民健康保険税4期（末日限）	市民税の申告（20日限） 固定資産の縦覧（1日〜20日）

◎毎週木曜日の午後3時50分から「富士市のたより」があります。……NHK第一放送にダイヤルを合わせましよう。